

広島県告示第二百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県山県郡北広島町石井谷地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
見ノ木（二七六七―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	見ノ木（二七六七―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
見ノ木（二七六七―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	見ノ木（二七六七―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
見ノ木（二七六七―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	見ノ木（二七六七―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
見ノ木（二七六七―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	見ノ木（二七六七―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石井谷（二一六五―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石井谷（二一六五―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石井谷（二一六五―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石井谷（二一六五―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石井谷（二一六五―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石井谷（二一六五―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石井谷川（四二五―五）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五―五）地区	土石流	次の図のとおり
石井谷川（四二五―五）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五―五）地区	土石流	次の図のとおり

石井谷川（四二五隣二）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五隣二）地区	土石流	次の図のとおり
石井谷川（四二五隣三）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五隣三）地区	土石流	次の図のとおり
石井谷川（四二五隣四）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五隣四）地区	土石流	次の図のとおり
石井谷川（四二五隣五）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五隣五）地区	土石流	次の図のとおり
石井谷川（四二五隣六）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五隣六）地区	土石流	次の図のとおり
石井谷川（四二五隣七）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五隣七）地区	土石流	次の図のとおり
石井谷川（四二五隣八）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五隣八）地区	土石流	次の図のとおり
石井谷川（四二五隣九）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五隣九）地区	土石流	次の図のとおり
石井谷川（四二五隣一〇）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五隣一〇）地区	土石流	次の図のとおり
石井谷川（四二五隣一一）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五隣一一）地区	土石流	次の図のとおり
石井谷川（四二五隣一二）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五隣一二）地区	土石流	次の図のとおり
石井谷川（四二五隣一三）地区	土石流	次の図のとおり	石井谷川（四二五隣一三）地区	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。